

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受験手数料）</p> <p>第三条 法第十三条第一項の規定により納付しなければならない受験手数料の額は、<u>七千五百円</u>とする。</p> <p>2 法第二十九条第三項において準用する法第十三条第一項の規定により納付しなければならない受験手数料の額は、<u>七千五百円</u>とする。</p>	<p>（受験手数料）</p> <p>第三条 法第十三条第一項の規定により納付しなければならない受験手数料の額は、<u>五千七百円</u>とする。</p> <p>2 法第二十九条第三項において準用する法第十三条第一項の規定により納付しなければならない受験手数料の額は、<u>五千七百円</u>とする。</p>